

決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校の規定による学修その他の文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは、「学校教育法第百五条の規定により修了の要件として修得すべき修資格を有する者が、同法第二百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。」における「学修」と、同令第二百二条第一項及び第二項とあるのは、「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二項」と、「六十単位」と、「十五単位」と、同令第三十三条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは、「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二項」と、「六十単位」とあるのは、「十五単位」とあるのは、「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項（第二項において準用する場合を含む。）と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは、「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数とのみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十一条第一項中「第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは、「課程を履修する者」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは、「特別の課程を履修する者」とあるのは、「課程を履修する者」と読み替えるものとする。

第六章 課程の修了要件等

（修士課程の修了要件） 課程の修了要件は、大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、三十単位以上を得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間を二年未満とした修士課程を修了した者及

2 学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。
第十六条の二 第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする単位数は七単位を超えるものとする。
（博士課程の前期の課程の取扱い） 前項の規定により修了した者と同一のものとする。大学設置基準第二十七条の三の規定により修得したもとのとみなすものとする単位数は七単位を超えるものとする。
第十六条 第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するため必要と認められる場合には、前条とあるのは、「十五単位」と、「六十単位」とあるのは、「十五単位」とあるのは、「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、「六十単位」とあるのは、「十五単位」とあるのは、「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項（第二項において準用する場合を含む。）と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは、「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数とのみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十一条第一項中「第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは、「課程を履修する者」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは、「特別の課程を履修する者」とあるのは、「課程を履修する者」と読み替えるものとする。

第六章 課程の修了要件等

（修士課程の修了要件） 課程の修了要件は、大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、三十単位以上を得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間を二年未満とした修士課程を修了した者及

3 学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。
第十七条 博士課程の修了の要件 第四条第五項の規定により標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限を二年以上在学し、当該課程に二年を超える標準修業年限を定めた修士課程に二年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該一年以上二年未満の期間を減じた期間とし、第十六条第一項ただし書の規定による在学期間をもつて修了した者にあつては、当該一年以上二年未満の期間をもつて修了した者にあつては、三年から当該一年以上二年未満の期間を減じた期間とし、第十六条第一項ただし書の規定による在学期間をもつて修了した者にあつては、当該一年以上二年未満の期間をもつて修了した者にあつては、三年から当該一年以上二年未満の期間を減じた期間とする。以上在学すれば足りるものとする。
（博士課程の修了要件） 第四条第五項の規定により標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限を二年以上在学し、当該課程に二年を超える標準修業年限を定めた修士課程に二年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該一年以上二年未満の期間をもつて修了した者にあつては、三年から当該一年以上二年未満の期間を減じた期間とする。以上在学すれば足りるものとする。
第十八条 大学院は、第十五条において読み替えて準用する大学設置基準第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、第十五条において準用する大学設置基準第二十七条の三の規定により修得した者にあつては、当該単位の修得により当該大学院の修士課程又は博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超えない範囲で当該大学院が定めた期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程について規定する場合を含む。以下この項において同じ。）は、当該課程に少なくとも一年以上在学するものとする。

4 学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。
第十九条 第四条第三項の規定により標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限を二年以上在学し、当該課程に二年を超える標準修業年限を定めた修士課程に二年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該一年以上二年未満の期間をもつて修了した者にあつては、三年から当該一年以上二年未満の期間を減じた期間とする。以上在学すれば足りるものとする。

（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限から一年の期間を減じた期間とする。）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に一年（第三条第二項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程に修了した者にあつては、当該標準修業年限から一年の期間を減じた期間とする。）以上在学し、必要と認められた者又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限から一年の期間を減じた期間とする。）以上在学すれば足りるものとする。
（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限から一年の期間を減じた期間とする。）以上在学すれば足りるものとする。

<p>一項の規定により博士課程における在学期間に含む修習課程における在学期間を除く)については、適用しない。</p> <p>第七章 施設及び設備等</p> <p>(講義室等) 大学院には、当該大院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りではない。</p> <p>第二十条 大学院には、研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。 (教育研究上必要な資料)</p>

<p>第二十一条 大学院は、教育研究上必要な資料を系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。 (学部等の施設及び設備の共用)</p> <p>第二十二条 大学院は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、大学附置の研究所等の施設及び設備を共用することができる。 (教育研究環境の整備)</p> <p>第二十三条 大学院は、二以上の校地において教育研究を行う場合は、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 (教育研究環境の整備)</p> <p>第二十四条 大学院は、二以上の校地において教育研究を行う場合は、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 (教育研究環境の整備)</p> <p>第二十五条 大学院には、通信教育を行う修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くことができる。 (通信教育を行なう課程)</p>
--

<p>第二十六条 大学院は、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野について、通信教育を行うことができるものとする。 (通信教育を行なう場合の教育研究実施組織)</p> <p>第二十七条 昼間又は夜間に於いて授業を行う大学院が通信教育を行なう場合においては、通信教育を行なう専攻ごとに、第九条に規定する教員を、教育に支障のないよう相当数増加するものとする。 (大学通信教育設置基準の準用)</p> <p>第二十八条 通信教育を行なう課程の授業の方法及び単位の計算方法等については、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)第三条から第五条までの規定を準用する。 (通信教育を行なう課程の施設)</p> <p>第二十九条 通信教育を行なう課程を置く大学院は、教育に支障のないよう、添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設を有するものとする。 (研究科等の名称)</p> <p>第二十二条の四 研究科及び専攻(以下「研究科等」という)の名称は、研究科等として適當であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p> <p>(独立) 大学院</p> <p>第二十三条 学校教育法第百三条に定める大学に置く大学院(以下「独立大学院」という)。</p>

<p>第三十条 通信教育を行なう課程を置く大学院は、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする。</p> <p>第九章の二 研究科等連係課程実施基本組織に関する特例</p> <p>第三十一条の二 大学は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められ</p>
--

(共同教育課程に係る単位の認定等)

研究科の種類及び数、教員数その他は、当該大

学院の教育研究上の目的に応じ適当な規模内容

を有すると認められるものとする。

第三十二条 構成大学院は、学生が当該構成大

学院のうちの大学院において履修した共同教育

課程に係る授業科目について修得した単位を、

当該構成大学院のうち他の大学院における当該

大学院に於いても、当該大学に置かれる二以上の

研究科等(研究科又は研究科以外の基本組織

(この条の規定により置かれたものを除く)を

いう。以下この条において同じ。)との緊密な

連係及び協力の下、当該二以上の研究科等が有

する教育研究実施組織並びに施設及び設備等の

一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実

施する研究科以外の基本組織(以下この条にお

いて「研究科等連係課程実施基本組織」とい

う。)を置くことができる。

第二十三条の二 独立大学院は、共同教育課程及

び国際連携教育課程のみを編成することはでき

ない。

第二十四条 独立大学院は、当該大学院の教育研

究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設

を有するものとする。

第二十五条 独立大学院が研究所等との緊密な連係及び協

力の下に教育研究を行なう場合には、当該研究所

等の施設及び設備を共用することができる。た

だし、その利用に当たつては、十分な教育上の配慮等を行うものとする。

第九章 通信教育を行なう課程

(通信教育を行なう課程)

大院には、通信教育を行なう修士課程

、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を

併せ置き、又はそのいずれかを置くことができる。

第二十六条 大学院は、通信教育によって十分な

教育効果が得られる専攻分野について、通信教

育を行なうことができるものとする。

第二十七条 昼間又は夜間に於いて授業を行う大

学院が通信教育を行なう場合においては、通信

教育を行なう専攻ごとに、第九条に規定する教

員を、教育に支障のないよう相当数増加するも

のとする。

第二十八条 通信教育を行なう課程の授業の方法及

び単位の計算方法等については、大学通信教育

設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)

第三条から第五条までの規定を準用する。

第二十九条 通信教育を行なう課程を置く大学院の

施設等のための組織等

は、教育に支障のないよう、添削等による指導す

るため、適当な組織等を設けるものとする。

第九章の二 研究科等連係課程実施基本組

織に関する特例

第三十一条の二 大学は、横断的な分野に係る教育

課程を実施する上で特に必要があると認められ

る場合であつて、教育研究に支障がないと認め

られる場合には、当該大学に置かれる二以上の

研究科等(研究科又は研究科以外の基本組織

(この条の規定により置かれたものを除く)を

いう。以下この条において同じ。)との緊密な

連係及び協力の下、当該二以上の研究科等が有

する教育研究実施組織並びに施設及び設備等の

一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実

施する研究科以外の基本組織(以下この条にお

いて「研究科等連係課程実施基本組織」とい

う。)を置くことができる。

第二十三条の二 独立大学院は、共同教育課程及

び国際連携教育課程のみを編成することはでき

ない。

第二十四条 独立大学院は、当該大学院の教育研

究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設

を有するものとする。

第二十五条 独立大学院が研究所等との緊密な連係

及び協力を下に教育研究を行なう場合には、当該研究所

等の施設及び設備を共用することができる。た

だし、その利用に当たつては、十分な教育上の配慮等を行

うものとする。

第九章 通信教育を行なう課程

(共同教育課程に係る修了要件)

はみなすものとする単位を含まないものとする。
(共同教育課程を編成する専攻に係る施設及び設備)

第三十四条 第十九条から第二十一条までの規定にかかるわらず、共同教育課程を編成する専攻に係る施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学院ごとに当該院に置く当該共同教育課程を編成する専攻を合せ攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。

第十一章 工学を専攻する研究科の教育課程に関する特例

(工学を専攻する研究科の教育課程の編成)
(工学を専攻する研究科の教育課程の編成)

第三十四条の二 工学を専攻する研究科を設ける大学院を置く大学であつて当該研究科の基礎となる学部を設けるものは、当該学部における教育及び当該研究科における教育の連続性に配慮した教育課程(以下「工学分野の連続性に配慮した教育課程」という)を編成することができる。

2 工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成する大学の大学院は、当該教育課程を履修する

学生が工学に関する高度の専門的知識及び能力を得るとともに、工学に関連する分野の基礎的素養を培うことができるよう、当該大学院における工学を専攻する研究科において、工学以外の専攻分野に係る授業科目、企業等との連携による授業科目その他多様な授業科目を開設するよう努めるものとする。

第三十四条の三 前条第二項に規定する工学以外の専攻分野に係る授業科目を開設する場合は、第九条に規定する数の教員に加え、当該授業科目の実施に必要な教員を置くものとする。この場合において、当該教員については、大学院に

2 前条第二項に規定する企業等との連携による授業科目を開設する場合は、第九条に規定する数の教員に加え、当該授業科目の実施に必要なものとする。

教員として、専攻分野におけるおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を置くものとする。この場合において、当該教員が第九条により置くこととされる教員以外の者である場合は、一年につき四単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の教育研究上の組織の運営について責任を担うこととする。

第十二章 國際連携専攻に関する特例

(國際連携専攻の設置)

第三十五条 大学院は、その研究科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、研究科に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の大学院(国際連合大学を含む。以下同じ。)と連携して教育研究を実施するための専攻(以下「国際連携専攻」といいう。)を設けることができる。

2 大学院は、国際連携専攻のみを設けることはできない。

3 国際連携専攻を設ける大学院は、外国における災害その他の事由により外国の大学院と連携した教育研究を継続することが困難となる事態に備え、計画の策定その他国際連携専攻の学生の学修の継続に必要な措置を講ずるものとする。

(国際連携教育課程の編成)

第三十六条 国際連携専攻を設ける大学院は、第十一条第一項の規定にかかるわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院(以下「連携外国大学院」という。)が開設する授業科目を当該大学院の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程(通信教育に係るもの)を除く。(以下「国際連携教育課程」という。)を編成するものとする。

2 國際連携専攻を設ける大学院は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国大学院と共同して授業科目を開設することができる。

(共同開設科目)

専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、七単位を超えない範囲で、当該大学院又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、当該大学院及び連携外国大学院において修得した単位数が、第三十九条第一項及び第二項の規定により当該大学院及びそれぞれの連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該大学院及び連携外国大学院において修得した単位とはできない。

第三十八条 国際連携専攻を設ける大学院は、学生が連携外国大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 国際連携専攻を設ける大学院は、学生が連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該国際連携教育課程に係る修得により修得したものとみなすものとする。

3 第九条第一項の規定にかかるわらず、特定国際連携専攻(その収容定員が当該専攻を置く研究科の収容定員の内数として定められ、かつ、当該専攻において授与される学位の種類及び分野の数は、第九条に規定する教員の数に、大学設置基準第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員一人を加えた数以上とする。

第三十九条 国際連携教育課程である修士課程の修了の要件は、第十六条第一項(第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする)の規定により修了する博士課程の前期の課程にあつては、第十六条第一項及び第十六条の二(二)に定めるもののはか、国際連携専攻を設ける大学院及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 国際連携教育課程である博士課程の修了の要件(第十七条第三項本文に規定する場合を除く。)は、同条第一項又は第二項に定めるもののはか、国際連携専攻を設ける大学院及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 国際連携教育課程である博士課程の修了の要件(第十七条第三項本文に規定する場合を除く。)は、同条第一項又は第二項に定めるもののはか、国際連携専攻を設ける大学院及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

3 第十九条から第二十一条までの規定にかかるわらず、特定国際連携専攻に係る施設及び設備において国際連携教育課程に係る教育研究を行ふ場合においては、教育研究に支障がないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

第四十条 国際連携専攻を置く研究科に係る教員の数は、第九条に規定する教員の数に、大学設置基準第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員一人を加えた数以上とする。

て同じ。)又は前条第一項の規定により修得したもののとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十五条において読み替えて準用する同令第三十条の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため特に必要と認められる場合は、こ五条において読み替えて準用するため特に必要と認められる場合は、この限りでない。

(国際連携専攻に係る教員数)

第四十一条 国際連携専攻を置く研究科に係る教員の数は、第九条に規定する教員の数に、大学設置基準第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員一人を加えた数以上とする。

2 第九条第一項の規定にかかるわらず、特定国際連携専攻(その収容定員が当該専攻を置く研究科の収容定員の内数として定められ、かつ、当該専攻において授与される学位の種類及び分野と当該研究科に置かれる他の専攻において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携専攻を)を設ける。次条第二項において同じ。)

該専攻において授与される学位の種類及び分野と当該研究科に置かれる他の専攻において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携専攻を設ける。次条第二項において同じ。)

2 第十九条第一項の規定により修得したものをとみなすものとする。

第四十二条 国際連携専攻を設ける大学院が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行ふ場合においては、教育研究に支障がないと認められる場合は、当該研究科に置かれる当該他の専攻の教員であつて同項各号に定める資格を有するものがこれを兼ねることができる。

(国際連携専攻に係る施設及び設備)

第四十三条 国際連携専攻を設ける大学院が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行ふ場合においては、教育研究に支障がないよう必要な施設及び設備を備えるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合は、当該特定国際連携専攻に係る施設及び設備について、当該特定国際連携専攻を置く研究科の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合は、当該特定国際連携専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。

(国際連携専攻を設ける二以上の大学院が国際連携専攻において連携して教育研究を実施する場合の適用)

において第三十六条第二項、第三十七条及び第三十九条の規定の適用については、第三十六

条第二項及び第三十七条中「国際連携専攻を設

「国際連携専攻を設ける大学院」とあるのは、「国際連携専攻を設ける二以上の大学院」と、「連携外国大学院」とあるのは、「それぞれの大学院及び連携外国大学院」とあるのは、「それぞれの大学院」と、「当該大学院」とあるのは、「それぞれの大学院」と、「第三十九条中『国際連携専攻を設ける大学院』とあるのは、「それぞれの国際連携専攻を設ける大学院」とする。

（国際連携専攻を設ける二以上の大学院が国際連携専攻において連携して教育研究を実施する場合の国際連携教育課程の編成）

(学識を教授するためには必要な能力を培うための機会等)

第四十二条 大学院は、博士課程（前期及び後期課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）の学生が修了後自らが有する学識を教授するために必要な能力を培うための機会を設けることと又は当該機会に関する情報の提供を行うこととに努めるものとする。
(経済的負担の軽減のための措置等に関する情報の明示)

第四十六条 新たに大学院及び研究科等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

附 則（平成一九年九月一四日文部省令
第四二号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定中第二章に係る部分、同章の章名の改正規定、第七条の次に一条を加える改正規定及び第八条の次に一条を加える改正規定は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十五号）の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

2 この省令の施行の際現にされてゐる認可の申請に係る審査については、なお従前の例によつては、なほ從前

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携専攻に係る施設及び設備)
第四十一条の五 第十九条から第二十一条までの規定にかかるわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携専攻に係る施設及び設備については、それぞれの大学院に置く当該国際連携専攻を合わせて一の研究科又は専攻とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学院ごとに当該国際連携専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2 平成三年三月三十日に大学院において獣医学を履修する博士課程に在学し、引き続き当該課程に在学する者については、改正後の大学院設置基準第二十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成三年六月三日文部省令第二五号）

この省令は、平成三年七月一日から施行する。

附 則（平成五年一〇月一日文部省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年三月三一日文部省令第一三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年三月三一日文部省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
附 則（平成一四年三月二八日文部科学省令第一〇号）抄
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一五年三月三一日文部科学省令第一五号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施
行する。

